

ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる舗装工（以下、舗装工（ＩＣＴ））に適用する。

以下のＩＣＴ建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・不陸整正（ＩＣＴ）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

２．機械経費

２－１ 機械経費

舗装工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第２章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

- ①不陸整正（ＩＣＴ）、下層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）、上層路盤（車道・路肩部）（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (2014 年規制)・ブレード 幅 3.1m	賃料にて計上	ＩＣＴ建設機械経費 加算額は別途計上

２－２ ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費賃料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費で示すＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- (１) 不陸整正 (ICT), 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT), 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)
対象建設機械：モータグレーダ
賃料加算額：49,000 円／供用日

２－３ その他

ＩＣＴ建設機械経費等として必要なシステム初期費については、以下の各費用を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１ システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要

な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 不陸整正 (ICT), 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT), 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)

対象建設機械：モータグレーダ

費用：623,000 円／式

※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で ICT 建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量および3次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。

ただし、工事の実施にあたり、3次元起工測量および3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、以下の通り計上する。

(1) 費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上する。

(2) 見積書の提出

受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者はその妥当性を確認のうえ、設計変更の対象とする。

(3) 費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

- ・受注者からの見積書の提出がない場合
- ・前工事または設計段階で作成された3次元データを活用する場合
- ・発注者が貸与した3次元データを活用する場合

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度を確保できる出来形計測を実施し、3次元設計データと計測点との離れを算出の上、出来形の良否を面的に判定する管理手法（以下、「面管理」という。）を用い、3次元データの納品を行った場合は、以下により「3次元出来形管理・3次元データ納品に関わる費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。

(1) 計上対象となる出来形管理手法

以下のいずれかの計測手法により実施された面管理を対象とする。これ以外の出来形管理については、共通仮設費および現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(2) 費用の計上方法

受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、以下のいずれかの

方法により算出するものとする。なお、見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。

1) 受注者より提出された見積書により費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法

2) 官積における共通仮設費率及び現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

(3) 留意事項

1) 当初積算においては、当該費用は計上しない。工事実施段階において、受注者より見積書が提出された場合、または官積による補正係数を適用する場合に、費用を計上する。

2) 費用を計上する際は、以下により金額を決定する。

① 補正係数により算出した金額を計上する場合

補正係数により算出された金額<受注者提出の見積金額

② 受注者からの見積金額を計上する場合

補正係数により算出された金額>受注者提出の見積金額

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。